

土壤汚染対策法の施行について

平成15年3月
環境省土壤環境課

土壤汚染対策法は平成15年2月15日から施行された。なお、前回の部会（平成14年12月5日）以降、以下の事項が行われている。

1. 土壤汚染対策法施行規則

- 土壤汚染状況調査の方法、指定区域の指定基準、汚染の除去等の措置に関する技術的基準等を定めるもの。
- 平成14年12月26日に公布。

2. 汚染土壤の搬出への対応

- 法に基づく指定区域からの汚染土壤の搬出に関し、汚染土壤の処分及びその確認の方法について定める以下の2本の告示を制定。
 - ・ 搬出する汚染土壤の処分方法を定める件（環境省告示第20号）
 - ・ 搬出する汚染土壤の処分に係る確認方法を定める件（環境省告示第21号）
- 指定区域以外からの汚染土壤の搬出に関し、上記告示と同様の対応を求める指針（「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壤の取扱指針」）を策定。
- 平成15年2月14日に環境省ホームページにて発表（告示の官報掲載は3月6日）。

3. 土壤汚染状況調査に係る測定分析方法に関する告示

- 土壤等の採取及び測定の方法について、以下の4本の告示を制定。
 - ・ 土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（環境省告示第16号）
 - ・ 地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件（環境省告示第17号）
 - ・ 土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（環境省告示第18号）
 - ・ 土壤含有量調査に係る測定方法を定める件（環境省告示第19号）
- 平成15年2月14日に環境省ホームページにて発表（官報掲載は3月6日）。

4. 法の施行通知の発出

- 法の運用に関する技術的な助言として、都道府県・政令市に対し平成15年2月4日に施行通知（「土壤汚染対策法の施行について」）を発出。

5. 指定調査機関及び指定支援法人

- 土壤汚染状況調査を行う「指定調査機関」として885の法人・個人を指定。
- 土壤汚染対策基金による支援事業を行う「指定支援法人」として（財）日本環境協会を指定。

【参考】土壤汚染対策法施行規則及び汚染土壤の搬出に関する対応の概要

<土壤汚染対策法施行規則>

(1) 土壤汚染状況調査の方法

- 以下の物質の種類ごとに、以下の調査を行う。
 - ・ 揮発性有機化合物は、土壤ガス調査と土壤溶出量調査
 - ・ 重金属等は、土壤溶出量調査と土壤含有量調査
 - ・ 農薬等は、土壤溶出量調査
- (X) 「土壤ガス調査」＝土壤中のガスを採取し、濃度を測定する。
「土壤溶出量調査」＝土壤を採取して水への溶出試験を行い、検液中の濃度を測定する。
「土壤含有量調査」＝土壤を採取し、土壤中に含まれる物質の量を測定する。
- サンプルング地点の数は100㎡に1点とし、土壤汚染の可能性が低い場所は900㎡に1点とする。

(2) 指定区域の指定基準

土壤汚染のある土地として指定される「指定区域」の指定基準を定める（別紙）。

(3) 汚染の除去等の措置に関する技術的基準

① 汚染土壤の直接摂取によるリスクの観点からの措置

盛土（覆土）措置を原則とし、土地利用状況や措置実施者等の希望によっては、立入禁止措置、舗装措置、掘削除去措置等を実施。

② 地下水等の摂取によるリスクの観点からの措置

- ・ 地下水汚染が発生していない場合は、地下水のモニタリングを実施。
- ・ 地下水汚染が既に発生している場合は、汚染の状況や措置実施者等の希望により、封じ込め措置、掘削除去措置、原位置浄化措置等を実施。

<汚染土壤の搬出に関する対応>

指定区域からの汚染土壤の搬出に関しては告示を、指定区域外からの搬出に関しては指針を策定。両者が汚染土壤の処分及びその確認に関し求める内容は以下のとおり。

(1) 汚染土壤の処分方法

指定区域の指定基準を超過する汚染土壤は、①土壤汚染の状態に応じた廃棄物の最終処分場等での適正な処分、②土壤中の特定有害物質の除去、③セメント等の原材料としての利用 のいずれかの方法により処分する。

(2) 汚染土壤の処分の確認方法

汚染土壤の搬出者から汚染土壤の流れに沿って搬出汚染土壤管理票を受け渡し、最終的な処分を行った者が搬出者に管理票を戻すことにより、汚染土壤が適切に処分された旨を確認する（廃棄物処理法のマニフェストに類似の手法）。

(別紙) 指定区域の指定基準

項目	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム	0.01mg/l以下	150mg/kg以下
全シアン	検出されないこと	(遊離シアン)50mg/kg以下
有機燐	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l以下	150mg/kg以下
六価クロム	0.05mg/l以下	250mg/kg以下
砒素	0.01mg/l以下	150mg/kg以下
総水銀	0.0005mg/l以下	15mg/kg以下
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
四塩化炭素	0.002mg/l以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	
シマジン	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン	0.01mg/l以下	150mg/kg以下
ふっ素	0.8mg/l以下	4,000mg/kg以下
ほう素	1 mg/l以下	4,000mg/kg以下